

平成27年  
工事監査報告書

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、  
平成27年工事監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

平成28年2月9日

東京都監査委員	山	加	朱	美
同	吉	倉	正	美
同	友	渕	宗	治
同	筆	谷		勇
同	岩	田	喜	美枝

※ 計数については、原則として、表示単位未満を切り捨てて表示しているため、合計等と一致しない場合がある。

## 目 次

第 1	監査の概要	1
1	監査の目的	1
2	監査期間	1
3	監査対象局等	1
4	監査の観点	1
5	重点監査事項	2
6	監査結果の概要	2
(1)	総括	2
(2)	重点監査事項	6
(3)	主な指摘事例（概要）	7
第 2	監査の結果	10
1	設計	10
(1)	建設泥土処理費の施工条件の明示を適切に行うべきもの [重点監査事項]（指摘事項：建設局）	
(2)	金属製手すりの設計を適切に行うべきもの（指摘事項：建設局）	
(3)	イメージアップ経費の適用範囲を示し、受注者を適切に指導・監督すべきもの [重点監査事項]（指摘事項：港湾局）	
(4)	樹木の支柱を適切に選定すべきもの（指摘事項：港湾局）	
(5)	昼夜間区分の施工条件の明示を適切に行うべきもの [重点監査事項]（指摘事項：交通局）	
(6)	監督員詰所の施工条件の明示を適切に行うべきもの [重点監査事項]（指摘事項：下水道局）	
(7)	鉄筋コンクリート製管きょ撤去の施工条件の明示を適切に行うべきもの [重点監査事項]（指摘事項：下水道局）	
(8)	はしごの設計を適正に行うべきもの（指摘事項：港湾局（島しょ））	
2	積算（単価設定）	13
(9)	橋面工の間詰めコンクリートの積算方法について	

(意見・要望事項：都市整備局)

- (10) 空気調和機の据付費の積算を適正に行うべきもの (指摘事項：都市整備局)
- (11) ダクト据付費の積算を適正に行うべきもの (指摘事項：建設局)
- (12) 公園灯用ハンドホールの単価設定を適正に行うべきもの (指摘事項：港湾局)
- (13) 冷却塔の単価設定を適正に行うべきもの (指摘事項：東京消防庁)
- (14) モノレール運搬に適用する積算基準の選定を適切に行うべきもの  
(指摘事項：交通局)
- (15) 草刈の単価設定と施工条件の明示を適切に行うべきもの  
[重点監査事項] (指摘事項：交通局)
- (16) 流動化処理土の単価設定を適正に行うべきもの (指摘事項：交通局)
- (17) 機械器具損料の単価設定を適正に行うべきもの (指摘事項：交通局)
- (18) 天井仕上げの単価設定を適正に行うべきもの (指摘事項：交通局)
- (19) 塗装工の単価設定を適切に行うべきもの  
[重点監査事項] (指摘事項：水道局)

**3 積算 (数量算出等)** ..... 17

- (20) 気泡混合軽量土材料の積算を適正に行うべきもの (指摘事項：建設局)
- (21) 仮設足場の数量算出を適正に行うべきもの (指摘事項：東京消防庁)
- (22) 立形制水弁室築造の積算を適正に行うべきもの (指摘事項：水道局)
- (23) 室外機鉄骨架台の積算を適正に行うべきもの (指摘事項：下水道局)
- (24) 屋上防水改修工事の養生費等の積算を適正に行うべきもの  
(指摘事項：下水道局)

**4 積算 (諸経費等)** ..... 19

- (25) 諸経費の積算を適正に行うべきもの (指摘事項：建設局)
- (26) 専門工事として発注した工事の諸経費の積算を適正に行うべきもの  
(指摘事項：建設局)
- (27) 特命随意契約の諸経費調整を適正に行うべきもの  
(指摘事項：総務局 (島しょ))

**5 施工** ..... 20

- (28) 移動式クレーンに係る作業について受注者を適切に指導・監督すべきもの  
(指摘事項：都市整備局)
- (29) 工事完了の確認を適正に行うべきもの (指摘事項：病院経営本部)
- (30) しゅん功図等の提出について受注者を適切に指導・監督すべきもの  
(指摘事項：病院経営本部)
- (31) 公園整備工事の監督業務を適切に行うべきもの (指摘事項：建設局)

(32) 掘削作業について受注者を適切に指導・監督すべきもの (指摘事項: 建設局)

(33) 開口部の養生について受注者を適切に指導・監督すべきもの

(指摘事項: 交通局)

(34) 電源設備改修工事の監督業務を適切に行うべきもの

(指摘事項: 総務局(島しょ))

**6 その他** ..... 23

(35) 汚泥処理を適正に行うべきもの (指摘事項: 産業労働局)

(36) 消防用設備等に係る手続きを適正に行うべきもの (指摘事項: 中央卸売市場)

(37) 汚泥処理の委託を適正に行うべきもの (指摘事項: 教育庁)

**別表 平成27年工事監査対象一覧表** ..... 25

## 第1 監査の概要

### 1 監査の目的

工事監査は、都が実施した工事等を対象に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項に基づき行う監査である。

監査は、計画、設計、積算、施工等の各段階において、技術面から工事等が適正に行われているかという合規性の観点を主眼として、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して実施している。

### 2 監査期間

平成27年1月16日から平成28年1月13日まで

### 3 監査対象局等

今回の工事監査対象局は、総務局、財務局、主税局、生活文化局、オリンピック・パラリンピック準備局、都市整備局、環境局、福祉保健局、病院経営本部、産業労働局、中央卸売市場、建設局、港湾局、東京消防庁、交通局、水道局、下水道局、教育庁及び警視庁の計19局（島しょ関係部所（三宅支庁・小笠原支庁）を含む。）である。

監査は、平成26年度に締結した100万円以上の工事等を中心に、1万5,953件（1兆9,560億余円）を対象として、1,688件（5,129億余円）の工事等を抽出して実施した（抽出件数率：10.6%、抽出金額率：26.2%）。

なお、対象局及び対象工事等の件数、対象額は、別表「平成27年工事監査対象一覧表」のとおりである。

### 4 監査の観点

監査に当たっては、計画・設計・積算、施工、その他の3つの分野ごとに、以下のとおり着眼点を設定する。

#### (1) 計画・設計・積算

ア 施設の目的や全体計画に照らして、工事の内容、規模、工法、施工時期等は適切か

イ 設計・積算は、法令、基準等に基づき適正に、かつ、合理的、経済的に行われているか

ウ 設計は、安全性、使用性や将来の維持管理のしやすさなどに配慮されているか

エ 使用機器及び材料の選定、新技術及び新工法の採用等は、適切に行われているか

るか

オ 環境への配慮が十分に行われ、資源の有効活用等が図られているか

## (2) 施工

ア 施工は、設計図書に基づき的確に行われているか

イ 設計が現場の実態に適合しない場合の変更協議等は、適時、適切に行われているか

ウ 工程、品質、安全等の管理は、適切に行われているか

エ 材料、出来高、しゅん功等の検査は、適正に行われているか

オ 建設副産物の処理等は適切に行われているか

## (3) その他

ア 施設の維持管理は、適切に行われているか

イ 長期的な視点に立って、維持管理方法の検討及び改善に努めているか

ウ 工事実施前に必要な事務（使用許可等）は、適切に行われているか

エ 入札契約適正化法に基づく取組みは、適正に行われているか

## 5 重点監査事項

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けたインフラ整備と東日本大震災の復興事業による工事など短期集中的に工事が実施され、これまで以上に品質と価格の両面で優れた事業執行が求められている。さらに、平成 26 年 4 月に公共工事の品質確保の促進に関する法律が改正され、発注者の責務として、適切に施工条件を明示することなどが明確にうたわれたことから、平成 27 年の工事監査においては、「施工条件」を重点監査事項として設定した。

工事監査で抽出した全案件（1, 688 件）について、施工条件の明示、施工条件に基づいた設計・積算及び施工が実施されているかについて検証した。

## 6 監査結果の概要

### (1) 総括

平成 27 年工事監査の結果についてみると、表 1 「局別指摘事項等一覧表」のとおり、指摘事項は、都市整備局ほか 10 局及び島しょ関係部所（三宅支庁・小笠原支庁）に対し 36 件、意見・要望事項は、都市整備局に対し 1 件、合わせて 37 件（過大積算額 約 9, 223 万円）である。

指摘事項の観点別内訳は、表 2 のとおりである。

指摘の具体的な内容としては、

- ① 設計では、施工条件が明示されていない、又は不明確であるため、現場との不整合が生じている事例が認められた。



- ② 積算では、基準の運用解釈の誤り、単位の変換間違い、単価の二重計上及び数値の入力ミスなどが認められた。
- ③ 施工では、クレーンのつり荷の下に労働者を立ち入らせているなど、工事の安全面において監督員が受注者に対し、法令等に則した指導・監督を十分に行っていない事例が認められた。

これらの発生要因として、

- ① 設計・積算、施工等に関する知識や理解が不十分な経験の浅い職員が増加したこと
- ② 工事起工の過程での照査が不足していること、組織的なチェック体制や技術的支援体制が十分に確立されていないこと
- ③ 法令、標準仕様書や設計図書等の記載内容を踏まえ、受注者に対して現場条件に応じた適切な指導・監督ができていないこと
- ④ 技術職員の配置・増員が容易でない職場において、専門外の職員が行う設計・積算、施工管理等に対する技術的な指導や支援が不足していることなどが考えられる。

東京都は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けて、競技施設や都市基盤施設を短期間で集中的に整備しなければならない。さらに、既存施設の適切な維持管理や長寿命化対策を行い、持続可能な都市を創造していく必要がある。

これら事業を着実に実行していくためには、限られた財源や人材で創意工夫を凝らすとともに、技術職員の技術的な能力を高め、一人ひとりが自律的・主体的に考えることが求められている。同時に、工事関係図書の照査や技術的支援体制等を充実させることも重要である。法令や技術基準等の習熟度を高め、計画・設計の思想を的確に施工へと反映していかなければならない。

各局においては、技術力を維持向上させるため、蓄積された技術力の確実な継承、職員の自己研さんや研修の機会を増やすことなどにより、職員の更なる育成・強化を図るために組織的な対応が求められる。また、専門外の職員が、工事を担当することに対して、計画的に職員を育成し研修等により能力開発を行うとともに、技術職員の適正配置に努め、都庁内の各部局が横断的に協力し補完するなど、一層の取組が求められる。

(表1) 局別指摘事項等一覧表

区分 局名	指 摘 事 項				意 見・要 望 事 項				合 計
	設 計 積 算	施 工	そ の 他	計	設 計 積 算	施 工	そ の 他	計	
総 務 局				0				0	0
財 務 局				0				0	0
主 税 局				0				0	0
生活文化局				0				0	0
オリンピック・パラリンピック準備局				0				0	0
都市整備局	1	1		2	1			1	3
環 境 局				0				0	0
福祉保健局				0				0	0
病院経営本部		2		2				0	2
産業労働局			1	1				0	1
中央卸売市場			1	1				0	1
建 設 局	6 (1)	2		8 (1)				0	8 (1)
港 湾 局	3 (1)			3 (1)				0	3 (1)
東京消防庁	2			2				0	2
交 通 局	6 (2)	1		7 (2)				0	7 (2)
水 道 局	2 (1)			2 (1)				0	2 (1)
下 水 道 局	4 (2)			4 (2)				0	4 (2)
教 育 庁			1	1				0	1
警 視 庁				0				0	0
島 し よ	2	1		3				0	3
合 計	26 (7)	7	3	36 (7)	1			1	37 (7)

(注) 1 指 摘 事 項 …… 是正・改善を求めるもの

意見・要望事項 …… 改善について検討を求めるもの

2 ( ) 書きは、重点監査事項（施工条件）に係るものであり、内数である。

3 島しよの指摘事項等は、総務局2件、港湾局1件である。

(表2) 指摘事項等の観点別内訳

観点区分		件数	主な指摘事例
設 計		8 (5)	○昼夜間区分の施工条件の明示を適切に行うべきもの (P. 11) ○はしごの設計を適正に行うべきもの (P. 13)
積 算	単 価 設 定	11 (2)	○塗装工の単価設定を適切に行うべきもの (P. 17)
	数量算出等	5	○仮設足場の数量算出を適正に行うべきもの (P. 18) ○室外機鉄骨架台の積算を適正に行うべきもの (P. 19)
	諸経費等	3	○専門工事として発注した工事の諸経費の積算を適正に行うべきもの (P. 20) ○特命随意契約の諸経費調整を適正に行うべきもの (P. 20)
施 工		7	○移動式クレーンに係る作業について受注者を適切に指導・監督すべきもの (P. 20)
その他		3	○汚泥処理を適正に行うべきもの (P. 23)
計		37 (7)	

※重点監査事項：「施工条件」は ( ) で内数

## (2) 重点監査事項

重点監査事項として設定した「施工条件」について、次の着眼点に基づき監査を行った。

- ア 現場の施工に必要な施工条件が設計図書に明記されているか
- イ 現場の施工条件に基づいた設計・積算がされているか
- ウ 設計図書に示された施工条件に基づいた施工がされているか
- エ 施工条件に応じた設計変更が行われているか

監査対象部所における重点監査事項「施工条件」についての指摘事項等の状況は、表2「指摘事項等の観点別内訳」のとおりである。

その内訳は次のとおりである。

- |                          |    |
|--------------------------|----|
| ① 施工条件が適切に明示されていないもの     | 4件 |
| ② 施工条件に応じた積算が行われていないもの   | 2件 |
| ③ 施工条件に応じた設計変更が行われていないもの | 1件 |

これらの要因として、

- ア 施工条件の明示の重要性について認識が不足していたこと
- イ 施工条件の把握が不足していたこと
- ウ 設計時の施工条件を監督員が把握していないこと
- エ 特記仕様書等への施工条件の記載方法が不明確であることが考えられる。

以上の点に考慮して、今後

- ア 積算書、仕様書及び設計図の施工条件の統一化を図るため、職員への指導強化
  - イ 現場の調査を十分に行い、施工条件を明確化
  - ウ 設計者、監督員、受注者間でのコミュニケーションの活発化
  - エ 仕様書類への記載等を分かりやすくすること
- が必要である。

### (3) 主な指摘事例（概要）

#### ア 設計

- 昼夜間区分の施工条件の明示を適切に行うべきもの

[交通局] [重点監査事項] (指摘事項) (P. 11)

工事の積算についてみると、駅ホーム及びコンコース等は、夜間を想定し、工費の割増しを行っていた。一方、換気機械室及び電気室等については、昼間を想定して、工費の割増しを行わず積算していた。

しかしながら、入札に際し提示した設計図面及び特記仕様書では、原則として夜間作業で行うこととしており、積算の意図を反映させた施工条件が明示されていない。

このため、入札参加者が照明器具の更新工事を積算する際に、施工条件を特定することができない。

[有効性]

- はしごの設計を適正に行うべきもの

[港湾局（島しょ）] (指摘事項) (P. 13)

労働安全衛生規則では、労働者の安全確保のため、はしご道については、はしごの上端を床から60cm以上突出させることとしている。

しかしながら、本工事の標識灯点検用安全はしごの手すり詳細図及び工事記録写真についてみると、突出高さが60cm未満となっており適正でない。

[合規性]

#### イ 積算（単価設定）

- 塗装工の単価設定を適切に行うべきもの

[水道局] [重点監査事項] (指摘事項) (P. 17)

水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗装工の積算についてみると、塗料費は、局積算基準の鋼管内面塗覆装費の標準使用量を準用し、単価設定している。

しかしながら、この標準使用量は、鋼管接合部等の比較的小規模の施工を想定したものであり、本工事の施工条件を考慮すると準用することは適切でない。

仮に、本工事のメーカー塗装仕様の標準使用量で算定すると、積算額約1,063万円が低減できるものである。

[経済性]

## ウ 積算（数量算出等）

- 仮設足場の数量算出を適正に行うべきもの

[東京消防庁]（指摘事項）（P. 18）

仮設足場の積算についてみると、部分的に重複した足場面積を計上したため、積算額約1,130万円が過大なものとなっている。

[経済性]

- 室外機鉄骨架台の積算を適正に行うべきもの

[下水道局]（指摘事項）（P. 19）

室外機鉄骨架台の積算についてみると、鉄骨の接合に使用する高力ボルトの数量は、6.888kgとすべきところ、単位を誤って6.888tとして計上されている。

このため、積算額約213万円が過大なものとなっている。

[経済性]

## エ 積算（諸経費等）

- 専門工事として発注した工事の諸経費の積算を適正に行うべきもの

[建設局]（指摘事項）（P. 20）

局積算基準では、専門工事業者に直接発注する場合の諸経費は、一般的な建築工事における諸経費率でなく、低減された諸経費率を用いて計上すると定めている。

しかしながら、諸経費の積算についてみると、屋上防水改修として専門工事業者に直接発注しているにもかかわらず、一般的な建築工事における諸経費率を用いて計上している。

このため、積算額約149万円が過大なものとなっている。

[経済性]

- 特命随意契約の諸経費調整を適正に行うべきもの

[総務局（島しょ）]（指摘事項）（P. 20）

局積算基準によれば、前工事と同一工事場所で、工期を重複して特命随意契約する場合は、諸経費を調整することとしている。

しかしながら、本工事では、諸経費を調整していないため、積算額約132万円が過大なものとなっている。

[経済性]

## オ 施工

- 移動式クレーンに係る作業について受注者を適切に指導・監督すべきもの  
[都市整備局] (指摘事項) (P. 20)

クレーン等安全規則では、労働者の危険を防止するため、移動式クレーンに係る作業を行う場合には、つり上げられている荷の下に労働者を立ち入らせてはならないと定めている。

しかしながら、本工事の管残置工におけるコンクリート打設状況の工事記録写真についてみると、つり上げられているバケットの下に作業員が立ち入っている状況が認められた。

[合規性]

## カ その他

- 汚泥処理を適正に行うべきもの  
[産業労働局] (指摘事項) (P. 23)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項についてによれば、し尿を含む汚泥は、一般廃棄物として処分することが定められている。

しかしながら、本建物管理委託の汚水槽清掃についてみると、清掃後に残った汚泥にはし尿が含まれているにもかかわらず、雑排水槽の汚泥と一緒に産業廃棄物として処分していた。

また、同法では、排出事業者は、廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、それぞれの許可業者に委託しなければならないと定められている。

しかしながら、発生した汚泥の廃棄物処理についてみると、排出事業者である校は、本建物管理委託で運搬・処分を行わせている。

汚泥処理は、一般廃棄物と産業廃棄物を区分するとともに、建物管理業務とは別に許可を受けた者に委託しなければならない。

[合規性]

## 第2 監査の結果

### 1 設計

#### (1) 建設泥土処理費の施工条件の明示を適切に行うべきもの [重点監査事項] (指摘事項)

古川地下調節池換気施設工事（港区東麻布三丁目地内から同区三田一丁目地内、工期：平成25. 2. 18～平成26. 5. 9、契約金額：7億2, 238万4, 250円）は、古川地下調節池の換気施設を整備するものである。

このうち、建設廃材処理費の積算についてみると、一部の建設泥土が汚染土壌であると想定されていたため、その処理費積算額約1, 950万円を計上しているが、発注図書の特記仕様書や図面などにそのことが明示されていない。

ところで、受注者から提出された本工事の契約図書をみると、汚染土壌の処理費が計上されていないことが認められた。また、本工事における土壌分析の結果、環境基準に適合しており、建設泥土として処理していることが認められた。

仮に、適切に施工条件を明示した場合、土壌分析の結果に応じて変更協議が可能となる。

建設泥土処理費の施工条件の明示を適切に行われたい。

(建設局)

#### (2) 金属製手すりの設計を適切に行うべきもの (指摘事項)

舎人公園非常用発電設備建屋新築工事その2（足立区舎人町地内、工期：平成27. 1. 6～平成28. 6. 30、契約金額：4億9, 788万円）は、非常用発電設備の建屋を新設するものである。

このうち、建屋屋上の安全対策についてみると、屋上外周部分に金属製手すり及び侵入防止兼安全対策用フェンスが一部重複して設置する設計となっている。

しかしながら、建物の使用条件及び機能を考慮すると、金属製手すりの一部分が不要であることが認められた。

このため、積算額約582万円が過大なものとなっている。

金属製手すりの設計を適切に行われたい。

(建設局)

#### (3) イメージアップ経費の適用範囲を示し、受注者を適切に指導・監督すべきもの

[重点監査事項] (指摘事項)

平成25年度中防外1号線道路工事(その2)(江東区青海三丁目地先中央防波堤外側埋立地、工期：平成25. 12. 24～平成26. 3. 28、契約金額：3億1, 372万5, 300円)は、中防外1号線の道路工事を行うものである。

ところで、本工事には、工事現場周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うためにイメージアップ経費が計上されている。



イメージアップ経費は、デザイン化した仮囲い等や快適な現場休憩所の設置等により、建設業の魅力向上させるものであり、仮設備、安全施設及び営繕施設で標準的な内容のレベルアップ分に適用するものである。

しかしながら、イメージアップ経費として実施する内容の例示など、その適用範囲が契約図書に示されていないため、受注者から提出された記録書類等をみると、効果的なイメージアップの取組が実施されていない。

イメージアップ経費の適用範囲を示し、受注者を適切に指導・監督されたい。

( 港 湾 局 )

(注) イメージアップ経費

工事現場周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、工事に伴い実施する仮設備、安全施設、営繕施設等のイメージアップ及び地域とのコミュニケーションに関するものを対象とする。受注者はこの趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域と連携して、積極的かつ自主的なイメージアップを図り、適正に工事を実施することが求められる。

(4) 樹木の支柱を適切に選定すべきもの (指摘事項)

平成25年度第二高潮対策センター新築工事(港区港南三丁目9番56号、工期：平成25.7.9～平成26.11.13、契約金額：3億7,233万7,001円)は、水害から都民の生命、財産、首都東京の中核機能を守るために第二高潮対策センターを整備するものである。

ところで、外構工事設計要領によると、樹木の支柱は、樹高250cm未満の場合では布掛型等を、樹高250cm以上の場合では二脚鳥居型を選定するものとしている。

しかしながら、本工事の設計では、樹高150cmの「せいようかなめもち」の支柱として二脚鳥居型を選定している。

このため、積算額約101万円が過大なものとなっている。

樹木の支柱を適切に選定されたい。

( 港 湾 局 )

(5) 昼夜間区分の施工条件の明示を適切に行うべきもの [重点監査事項] (指摘事項)

新宿線小川町駅ほか1駅照明器具更新工事(都営新宿線小川町駅及び大島駅、工期：平成26.3.27～平成26.11.21、契約金額：6,526万7,685円)は、駅ホーム、コンコース並びに換気機械室、電気室等の照明器具をLED照明器具に更新するものである。

このうち、工事の積算についてみると、駅ホーム及びコンコース等は、夜間を想定し、工費の割増しを行っていた。一方、換気機械室及び電気室等については、昼間を想定して、工費の

割増しを行わず積算していた。

しかしながら、入札に際し提示した設計図面及び特記仕様書では、原則として夜間作業で行うこととしており、積算の意図を反映させた施工条件が明示されていない。

このため、入札参加者が照明器具の更新工事を積算する際に、施工条件を特定することができない。

昼夜間区分の施工条件の明示を適切に行われたい。

( 交 通 局 )

**(6) 監督員詰所の施工条件の明示を適切に行うべきもの** [重点監査事項] (指摘事項)

足立区柳原二丁目付近再構築工事（足立区柳原二丁目、工期：平成25.8.5～平成27.7.16、契約金額：2億9,620万5,600円）は、既設管きよの更新に併せて雨水排除能力の増強を図るため、管きよの新設を行うものである。

ところで、局標準仕様書では、受注者は監督員詰所を設置し事務処理に必要な備品を備えなければならないとし、局積算基準では監督員詰所の設置は、工事期間、工事場所、施工時期、工事規模、監督員体制等を考慮して必要な費用を積み上げるものとしている。本工事ではこれらの規定に基づき監督員詰所費用を計上し、設置している。

しかしながら、本工事の契約図書には、監督員詰所の施工条件が明示されていない。

このような状況は、監督員詰所の設置期間・規模、備品の有無等が契約上明確でなく適切でない。

監督員詰所の施工条件の明示を適切に行われたい。

( 下 水 道 局 )

**(7) 鉄筋コンクリート製管きよ撤去の施工条件の明示を適切に行うべきもの**

[重点監査事項] (指摘事項)

志村幹線撤去工事（北区浮間四丁目、工期：平成26.6.23～平成27.3.27、契約金額：3億7,957万6,800円）は、経済産業省用地内に立地する経済産業省浮間寮の土地売却に伴い、用地内に残置されている鉄筋コンクリート製管きよの撤去を行うものである。

このうち、管きよ撤去の積算では、撤去した管きよを施工場所で鉄筋とコンクリートに分離せずに施工場所から搬出し、搬出先において鉄筋とコンクリートに分離処分する費用を計上している。

しかしながら、管きよ撤去状況の工事記録写真についてみると、契約図書に積算の意図を反映させた施工条件が明示されていないため、撤去した管きよを施工場所において、鉄筋とコンクリートに分離し、それぞれを別々に搬出処分している状況が認められた。

鉄筋コンクリート製管きよ撤去の施工条件の明示を適切に行われたい。

( 下水道局 )

**(8) はしごの設計を適正に行うべきもの (指摘事項)**

平成25年度阿古漁港(2)防波堤(改良)建設工事(三宅島三宅村阿古、工期:平成25.4.22~平成26.5.30、契約金額:7億713万3,000円)は、防波堤改良を行うものである。

ところで、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)では、労働者の安全確保のため、はしご道については、はしごの上端を床から60cm以上突出させることとしている。

しかしながら、本工事の標識灯点検用安全はしごの手すり詳細図及び工事記録写真についてみると、突出高さが60cm未満となっており適正でない。

はしごの設計を適正に行われたい。

( 港湾局(島しょ) )

## 2 積算(単価設定)

**(9) 橋面工の間詰めコンクリートの積算方法について (意見・要望事項)**

街路築造工事及び下水道管布設工事(25晴街-3)(中央区晴海五丁目地先、工期:平成25.9.24~平成26.10.6、契約金額:3億315万4,635円)は、環状第2号線の街路築造及び下水道管布設を行うものである。

このうち、橋面工(注1)の間詰めコンクリート(注2)に敷設される鉄筋金網の積算についてみると、施工費は局積算基準のコンクリート工に含まれるものとしている。

しかしながら、本工事の間詰めコンクリートは、コンクリート舗装に準ずるものと考えられ、同基準の鉄筋工では、コンクリート舗装の鉄筋の施工費を別に積算するものと定めていることから、本工事においては、鉄筋金網の施工費を積算するものとする。

橋面工の間詰めコンクリートの積算方法について検討されたい。

( 都市整備局 )

(注1) 橋面工

橋の上に、舗装等の構造物を設置する工種

(注2) 間詰めコンクリート

橋の上の路面の高さを調整するために打設するコンクリートで、舗装の一部

**(10) 空気調和機の据付費の積算を適正に行うべきもの (指摘事項)**

再開発事務所空気調和設備改修工事(第2期)その2(中野区中野一丁目2番5号、工期:平成26.7.18~平成26.11.14、契約金額:1,616万5,440円)は、老朽化した再開発事務所の空気調和設備を改修するものである。

このうち、空気調和機設備工事の積算についてみると、空冷ヒートポンプエアコンの機器費

に据付費を加算して空気調和機の単価を設定しているにもかかわらず、機器搬入費にも据付費を計上し、二重計上となっている。

このため、積算額約91万円が過大なものとなっている。

空気調和機の据付費の積算を適正に行われたい。

( 都市整備局 )

**(11) ダクト据付費の積算を適正に行うべきもの (指摘事項)**

妙正寺川鷺宮調節池換気設備工事(中野区白鷺一丁目地内、工期：平成26.3.3～平成26.10.22、契約金額：4,716万3,600円)は、調節池内に換気設備を施工するものである。

このうち、ダクト据付費の積算についてみると、据付けの職種は、ダクト工(注1)を適用すべきところ、据付間接費(注2)が加算される機械設備据付工(注3)で計上している。

このため、積算額約192万円が過大なものとなっている。

ダクト据付費の積算を適正に行われたい。

( 建設局 )

(注1) ダクト工

金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作及び取付作業に従事する者

(注2) 据付間接費

据付工事部門等を管理運営するための費用

(注3) 機械設備据付工

機械設備の据付について相当程度の技能を有し、設備の据付、調整等について、主体的に業務を行う労働者

**(12) 公園灯用ハンドホールの単価設定を適正に行うべきもの (指摘事項)**

平成26年度シンボルプロムナード公園整備工事(その3)(江東区青海二丁目地内、工期：平成26.11.17～平成27.3.13、契約金額：2億7,946万1,480円)は、シンボルプロムナード公園のウエストプロムナードにおいて、高木の植栽、園路等の整備を行うものである。

このうち、公園灯用ハンドホールの積算についてみると、局積算基準の施工単価に加えて、ハンドホール蓋の材料費を計上し単価設定している。

しかしながら、この施工単価には、ハンドホール蓋の材料費が含まれているため、積算額約140万円が過大なものとなっている。

公園灯用ハンドホールの単価設定を適正に行われたい。

( 港湾局 )

**(13) 冷却塔の単価設定を適正に行うべきもの** (指摘事項)

豊島消防署(25)空調設備改修工事(豊島区東池袋三丁目19番20号、工期:平成25.10.1~平成26.3.13、契約金額:7,784万7,000円)は、老朽化した豊島消防署の空調設備を改修するものである。

このうち、冷却塔の積算についてみると、庁標準単価から機器費を設定している。

しかしながら、冷却能力の単位をkWから冷却トンに換算すべきところ、誤って換算せずに選定したため、能力の異なる大きな冷却塔の単価が設定されている。さらに、本工事の冷却塔は、耐震性能を強化した特殊な仕様であり、本来標準単価を適用できないものである。

納入された冷却塔は、適正なものであり、仮に、その仕様で算定すると、積算額約130万円を低減することができる。

冷却塔の単価設定を適正に行われたい。

(東京消防庁)

(注) 冷却トン

冷却塔の冷却能力を表す単位の一つ。一般的にはkWで表すが、実務上は慣例的に冷却トンが用いられる。庁標準単価表には、冷却トンで区分された冷却能力ごとに機器費単価が掲載されている。また、備考欄には、kWから冷却トンに換算するための換算係数が示されている。

**(14) モノレール運搬に適用する積算基準の選定を適切に行うべきもの** (指摘事項)

白丸調整池ダム落石対策工事(その1)(西多摩郡奥多摩町棚沢671番地から西多摩郡奥多摩町白丸398番地、工期:平成26.7.15~平成27.6.10、契約金額:3億13万2,000円)は、巡視路斜面の転石や浮き石の落石を防止する目的で、落石予防工や落石防護工を施工するとともに既設巡視路を部分的に補修するものである。

このうち、モノレール運搬の積算についてみると、現場状況から治山林道必携(積算・施工編)が基準として適用できる。

しかしながら、本工事では、治山林道必携(積算・施工編)を適用していないため、積算額約664万円が過大なものとなっている。

モノレール運搬に適用する積算基準の選定を適切に行われたい。

(交通局)

(注) 治山林道必携(積算・施工編)

林野庁が定めた森林整備保全事業(治山関係事業及び林道関係事業をいう。)の標準歩掛及びその留意事項を記載した積算基準

**(15) 草刈の単価設定と施工条件の明示を適切に行うべきもの** [重点監査事項](指摘事項)

都電荒川線軌道保守その他工事工種別単価請負工事(都電荒川線の本線内及び車庫内、工期:

平成25.4.1～平成26.3.31、契約金額：1億622万197円）は、都電荒川線の軌道にかかわる緊急対応及び保線作業の効率化を図るため、直営作業の一部を単価契約で行うものである。

このうち、除草・芝刈処理についてみると、人力による草刈のみを単価として計上しているが、契約図書には、積算の意図を反映させた、人力施工によるとの条件が明示されていない。

このため、機械を使用して草刈を行っている状況が、工事記録写真で認められた。

機械施工が可能な場合もあることから、仮に、機械による草刈の単価に基づき試算すると、最大で積算額約508万円が低減できるものである。

草刈の単価設定と施工条件の明示を適切に行われたい。

（ 交 通 局 ）

#### （16）流動化処理土の単価設定を適正に行うべきもの（指摘事項）

環状第5の1号線地下道路荒川線併行部（雑司が谷工区）建設工事（豊島区雑司が谷三丁目1番先から同区雑司が谷二丁目8番先まで、工期：平成25.3.14～平成28.8.31、契約金額：25億6,064万1,720円）は、環状第5の1号線地下道路のうち、都電荒川線と併行する部分について、構造物を築造するものである。

このうち、流動化処理土の積算についてみると、局設計単価表で定める流動化処理土の単価に加えて、施工費として普通作業員を計上して単価設定している。

しかしながら、流動化処理土の単価には、施工費が含まれているため、積算額約208万円が過大なものとなっている。

流動化処理土の単価設定を適正に行われたい。

（ 交 通 局 ）

（注） 流動化処理土

関東ロームなどの原料土と水を混和した泥水に、セメントあるいはセメント系固化材を添加したもの

#### （17）機械器具損料の単価設定を適正に行うべきもの（指摘事項）

三田線トンネル長寿命化試験工事（三田線巣鴨駅～西巣鴨駅間、工期：平成25.12.27～平成27.2.16、契約金額：1億5,595万2,000円）は、トンネルの断面修復等を行うものである。

このうち、導水樋及び導水管撤去工、止水注入工及び剥離補修工の積算についてみると、機械器具損料は、見積りにより単価設定されている。

しかしながら、この見積り単価には、共通仮設費（率分）に含まれる労務者の輸送に要する費用が計上されており、これを控除せずそのまま採用したため、積算額約654万円が過大なものとなっている。

機械器具損料の単価設定を適正に行われたい。

( 交 通 局 )

**(18) 天井仕上げの単価設定を適正に行うべきもの (指摘事項)**

日暮里・舎人ライナー西日暮里駅ほか7駅天井耐震補強工事(荒川区西日暮里5-31-7(日暮里・舎人ライナー西日暮里駅構内)ほか7駅、工期:平成26.3.10~平成26.10.31、契約金額:4,991万1,120円)は、駅構内の天井補強を行うものである。

このうち、内装工事における天井仕上げ(アルミスパンドレル)の単価についてみると、建設資材定期刊行物及び局単価の組合せにより単価設定することができる。

しかしながら、見積りにより単価設定をしたため、積算額約109万円が過大なものとなっている。

天井仕上げの単価設定を適正に行われたい。

( 交 通 局 )

(注) アルミスパンドレル

アルミ材でできた天井仕上げ材

**(19) 塗装工の単価設定を適切に行うべきもの [重点監査事項] (指摘事項)**

平成26年度金町浄水場高速沈殿池塗装工事(葛飾区金町浄水場1番1号、工期:平成27.1.19~平成27.6.12、契約金額:7,591万7,520円)は、高速凝集沈殿池の塗替え塗装を行うものである。

このうち、水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗装工の積算についてみると、塗料費は、局積算基準の鋼管内面塗覆装費の標準使用量を準用し、単価設定している。

しかしながら、この標準使用量は、鋼管接合部等の比較的小規模の施工を想定したものであり、本工事の施工条件を考慮すると準用することは適切でない。

仮に、本工事のメーカー塗装仕様の標準使用量で算定すると、積算額約1,063万円が低減できるものである。

塗装工の単価設定を適切に行われたい。

( 水 道 局 )

### 3 積算(数量算出等)

**(20) 気泡混合軽量土材料の積算を適正に行うべきもの (指摘事項)**

道路改修工事(西一将門連絡路の2)(西多摩郡奥多摩町棚沢地内、工期:平成25.11.14~平成27.7.15、契約金額:5億1,887万1,960円)は、多摩川南岸道路本線と国道を接続する連絡路を築造するものである。

このうち、気泡混合軽量土材料(注1)についてみると、材料100m<sup>3</sup>当たり希釈水

(注2) 3, 180kgとして3.18m<sup>3</sup>、練混水(注3) 19,200kgとして19.2m<sup>3</sup>の水量を使用することとしている。

しかしながら、積算についてみると、水の重さから体積に変換する際に誤って希釈水31.8m<sup>3</sup>、練混水19.2m<sup>3</sup>の水量を計上している。

このため、積算額約670万円が過大なものとなっている。

気泡混合軽量土材料の積算を適正に行われたい。

(建設局)

(注1) 気泡混合軽量土材料

擁壁背面の土圧を軽減するための軽量で流動性に富んだセメント系の埋め戻し材料

(注2) 希釈水

起泡剤を薄めるための水

(注3) 練混水

セメントを練り混ぜる際に添加する水

#### (21) 仮設足場の数量算出を適正に行うべきもの (指摘事項)

四谷消防署(26)外壁その他改修工事(新宿区四谷三丁目10番地、工期:平成26.7.29～平成27.3.6、契約金額:1億1,764万4,400円)は、四谷消防署の経年劣化した外壁を改修するものである。

このうち、仮設足場の積算についてみると、部分的に重複した足場面積を計上したため、積算額約1,130万円が過大なものとなっている。

仮設足場の数量算出を適正に行われたい。

(東京消防庁)

#### (22) 立形制水弁室築造の積算を適正に行うべきもの (指摘事項)

美住給水所から東村山浄水場間送水管(2000mm)新設及びトンネル用到達立坑築造工事(東村山市美住町二丁目13番地4号(美住給水所)から同市美住町二丁目20番地236号(東村山浄水場)間、工期:平成25.3.15～平成27.10.14、契約金額:7億3,988万2,800円)は、送水管及び立坑築造を行うものである。

このうち、立形制水弁室築造の積算についてみると、高さ調整ブロック積の数量は90mm及び30mmとすべきところ、単位を誤って90cm及び30cmとして計上されている。

このため、積算額約254万円が過大なものとなっている。

立形制水弁室築造の積算を適正に行われたい。

(水道局)



**(23) 室外機鉄骨架台の積算を適正に行うべきもの (指摘事項)**

多摩川上流水再生センター建物改良工事(昭島市宮沢町三丁目15番1号、工期:平成26.10.9~平成27.3.12、契約金額:5,536万5,120円)は、劣化した空調設備、照明設備の改良及び建築仕上げの改修を行うものである。

このうち、室外機鉄骨架台の積算についてみると、鉄骨の接合に使用する高力ボルトの数量は、6.888kgとすべきところ、単位を誤って6.888tとして計上されている。

このため、積算額約213万円が過大なものとなっている。

室外機鉄骨架台の積算を適正に行われたい。

(下水道局)

**(24) 屋上防水改修工事の養生費等の積算を適正に行うべきもの (指摘事項)**

小菅水再生センター主ポンプ棟ほか1か所建物補修工事(葛飾区小菅一丁目2番1号、工期:平成26.9.12~平成27.3.3、契約金額:1,597万3,200円)は、小菅水再生センターの主ポンプ棟及び送泥ポンプ室の屋上防水改修を行うものである。

ところで、局積算資料によると、屋上防水改修工事における養生・整理清掃後片付け費は、既存防水層を撤去する場合のみ計上することとなっている。

しかしながら、本工事では、既存防水層を撤去しない部分があるにもかかわらず、誤って養生・整理清掃後片付け費を計上したため、積算額約178万円が過大なものとなっている。

屋上防水改修工事の養生費等の積算を適正に行われたい。

(下水道局)

**4 積算(諸経費等)**

**(25) 諸経費の積算を適正に行うべきもの (指摘事項)**

野山北・六道山公園園地整備工事(その2)(西多摩郡瑞穂町大字駒形富士山地内ほか、工期:平成25.10.15~平成26.4.25、契約金額:7,203万4,920円)は、野山北・六道山公園の園地を整備するものである。

ところで、局積算基準では、諸経費率の補正は、当該工事現場に該当する施工地域・工事場所区分により積算すると定めている。

しかしながら、本工事の諸経費の積算についてみると、地方部(施工場所が一般交通等の影響を受けない場合)とすべきところ、誤って山間へき地及び離島として計上している。

このため、積算額約96万円が過大なものとなっている。

諸経費の積算を適正に行われたい。

(建設局)

**(26) 専門工事として発注した工事の諸経費の積算を適正に行うべきもの** (指摘事項)

西部公園緑地事務所ほか1か所屋上防水改修工事(武蔵野市御殿山1丁目地内ほか、工期：平成26.11.4～平成27.1.9、契約金額：881万1,720円)は、経年劣化した屋上防水を改修するものである。

ところで、局積算基準では、専門工事業者に直接発注する場合の諸経費は、一般的な建築工事における諸経費率でなく、低減された諸経費率を用いて計上すると定めている。

しかしながら、諸経費の積算についてみると、屋上防水改修として専門工事業者に直接発注しているにもかかわらず、一般的な建築工事における諸経費率を用いて計上している。

このため、積算額約149万円が過大なものとなっている。

専門工事として発注した工事の諸経費の積算を適正に行われたい。

(建設局)

**(27) 特命随意契約の諸経費調整を適正に行うべきもの** (指摘事項)

平成26年度二見港船客待合所建具改修及びその他工事(小笠原村父島二見港、工期：平成26.12.3～平成27.3.10、契約金額：2,113万8,840円)は、港湾施設利用者の利便性の向上を図るため、船客待合所の建具等を改修するものである。

本工事は、同一工事場所で契約済みの工事(以下「前工事」という。)の受注者と、工期を重複して特命随意契約している。

ところで、局積算基準によれば、前工事と同一工事場所で、工期を重複して特命随意契約する場合は、諸経費を調整することとしている。

しかしながら、本工事では、諸経費を調整していないため、積算額約132万円が過大なものとなっている。

特命随意契約の諸経費調整を適正に行われたい。

(総務局(島しょ))

## 5 施工

**(28) 移動式クレーンに係る作業について受注者を適切に指導・監督すべきもの** (指摘事項)

中水道管渠撤去残置その6工事(多摩市落合四丁目から落合五丁目地内まで、工期：平成26.9.9～平成27.3.13、契約金額：7,432万8,840円)は、使用廃止となった中水道管の撤去及び残置を行うものである。

ところで、クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)では、労働者の危険を防止するため、移動式クレーンに係る作業を行う場合には、つり上げられている荷の下に労働者を立ち入らせてはならないと定めている。

しかしながら、本工事の管残置工におけるコンクリート打設状況の工事記録写真についてみると、つり上げられているバケット(注)の下に作業員が立ち入っている状況が認められた。

このような状況は、作業員が被災しかねない大変危険なものである。  
移動式クレーンに係る作業について受注者を適切に指導・監督されたい。

( 都市整備局 )

(注) バケット

コンクリートを打設位置までクレーンなどで運搬し、打設するための容器

**(29) 工事完了の確認を適正に行うべきもの (指摘事項)**

改築改修工事に伴うLAN配線工事(墨田区江東橋4丁目23番15号、工期:平成27.1.9~平成27.3.23、契約金額:2,041万2,000円)は、墨東病院の改築改修に伴いLAN配線を行うものである。

ところで、東京都電気設備工事標準仕様書では、工事の完了とは、契約で求める要件を全て満たした時とし、工事完了届を監督員に提出することと定めている。

しかしながら、本工事関係図書についてみると、通信試験の一部が終わっていないにもかかわらず、工事完了届を受理している状況が認められた。

工事完了の確認を適正に行われたい。

( 病院経営本部 )

**(30) しゅん功図等の提出について受注者を適切に指導・監督すべきもの (指摘事項)**

東京都立松沢病院中央監視設備改修工事(世田谷区上北沢二丁目1番1号、工期:平成27.2.19~平成27.3.31、契約金額:260万8,200円)は、中央監視設備の改修を行うものである。

ところで、東京都電気設備工事標準仕様書では、受注者は、しゅん功図等を提出することと定めている。

しかしながら、本工事関係図書についてみると、しゅん功図等は、建物を適切に維持管理していくために欠かせないものであるにもかかわらず、提出されていない。

しゅん功図等の提出について受注者を適切に指導・監督されたい。

( 病院経営本部 )

**(31) 公園整備工事の監督業務を適切に行うべきもの (指摘事項)**

井の頭恩賜公園西園整備工事(三鷹市下連雀一丁目地内、工期:平成25.9.30~平成26.3.31、契約金額:7,458万6,750円)は、西園を拡張し公園整備を行うものである。

ところで、西部公園緑地事務所(以下「所」という。)は、監督業務を行うに当たり、契約の適正な履行を確保するため、受注者に対して必要な指示、協議、工程の管理、立会い、施工状況の確認等を行わなければならない。

しかしながら、次年度工事の記録写真等についてみると、本工事の工期内に既設インターロッキングブロックの撤去や横断防止柵の設置が認められた。これらは、次年度に特命随意契約した工事の内容である。

このことは、所が工事の状況を十分に把握せず、受注者に対し適切な協議及び指示を行わなかったため、受注者が本工事の設計内容に含むものと誤認したことによるものである。

公園整備工事の監督業務を適切に行われたい。

(建設局)

### (32) 掘削作業について受注者を適切に指導・監督すべきもの (指摘事項)

舎人公園公園灯整備工事(足立区西伊興二丁目地内ほか、工期：平成26.10.31～平成27.7.31、契約金額：1,425万600円)は、都市計画公園の外周園路に公園灯等の整備を行うものである。

ところで、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年建設省経建発第1号)では、受注者は地盤を掘削する場合、地盤性状、敷地及び周辺地域の環境条件等を総合的に勘案した上で掘削方法を決定し、切取り面にその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削の深さが1.5mを超える場合には山留めを行うものと定めている。

しかしながら、本工事における公園灯設置の工事記録写真についてみると、現場の地下水位が高い状況下において、1.5mを超える掘削作業が発生しているにもかかわらず、山留めが行われていない状況が認められた。

このような状況は、崩落事故につながりかねない危険なものであることから、受注者に関係法令等を守った安全対策を確実に実施させるべきである。

掘削作業について受注者を適切に指導・監督されたい。

(建設局)

### (33) 開口部の養生について受注者を適切に指導・監督すべきもの (指摘事項)

浸水防止機設置工事(新設：三田線10箇所、浅草線3箇所の計13箇所、交換：浅草線2箇所、工期：平成25.8.8～平成26.7.2、契約金額：9,570万5,220円)は、洪水ハザードマップに対応するため、三田線及び浅草線の通風口に浸水防止機を設置するものである。

ところで、労働安全衛生規則(昭和49年労働省令第32号)では、高さが2m以上の開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等(以下「囲い等」という。)の設置が義務付けられている。

しかしながら、本工事における工事記録写真についてみると、通風口の開口部の高さが作業時においては2m以上あるにもかかわらず、囲い等の設置が認められなかった。

開口部の養生について受注者を適切に指導・監督されたい。

**( 3 4 ) 電源設備改修工事の監督業務を適切に行うべきもの (指摘事項)**

平成25年度二見港リーファーコンテナ電源設備改修工事(小笠原村父島二見港、工期:平成25.8.5~平成25.12.27、契約金額:195万7,200円)は、父島二見港の港湾施設利用者の利便性の向上を図るため、リーファーコンテナ電源設備(注)を改修するものである。

ところで、支庁は、監督業務を行うに当たり、契約の適正な履行を確保するため、受注者に対して必要な指示、協議、工程の管理、立会い、施工状況の確認等を行わなければならない。

しかしながら、本工事の工事記録写真についてみると、契約範囲外である管路掘削、電線管敷設等の施工が行われていることが認められた。これらは、後日、別に特命随意契約した工事の内容である。

このことは、支庁が工事の状況を十分に把握せず、受注者に対し適切な協議及び指示を行わなかったため、受注者が本工事の設計変更内容に含むものと誤認したことによるものである。

電源設備改修工事の監督業務を適切に行われたい。

( 総務局 (島しょ) )

(注) リーファーコンテナ電源設備

港湾施設において、冷凍コンテナ等の荷揚げや荷卸し時、ふ頭で一時保管する場合に、冷凍コンテナに電源を供給する設備

## 6 その他

**( 3 5 ) 汚泥処理を適正に行うべきもの (指摘事項)**

東京障害者職業能力開発校建物管理委託(小平市小川西町二丁目34番1号、契約期間:平成26.4.1~平成27.3.31、契約金額:475万2,000円)は、東京障害者職業能力開発校(以下「校」という。)校舎の建物管理を行うものである。

ところで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について(昭和46年厚生省)によれば、し尿を含む汚泥は、一般廃棄物として処分することが定められている。

しかしながら、本建物管理委託の汚水槽清掃についてみると、清掃後に残った汚泥にはし尿が含まれているにもかかわらず、雑排水槽の汚泥と一緒に産業廃棄物として処分していた。

また、同法では、排出事業者は、廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、それぞれの許可業者に委託しなければならないと定められている。

しかしながら、発生した汚泥の廃棄物処理についてみると、排出事業者である校は、本建物管理委託で運搬・処分を行わせている。

汚泥処理は、一般廃棄物と産業廃棄物を区分するとともに、建物管理業務とは別に許可を受

けた者に委託しなければならない。

汚泥処理を適正に行われたい。

( 産業労働局 )

**( 3 6 ) 消防用設備等に係る手続きを適正に行うべきもの (指摘事項)**

2 6 築地市場水産立体駐車場誘導灯他修繕工事 (中央区築地五丁目 2 番 1 号、工期：平成 2 6 . 1 0 . 1 7 ~平成 2 6 . 1 2 . 2、契約金額：6 5 8 万 8 , 1 7 2 円) は、築地市場水産立体駐車場の避難口誘導灯、通路誘導灯 8 7 台ほかを取り替えるものである。

ところで、消防法 (昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号) によれば、消防用設備等を設置したときは、消防署長に届け出なければならないことが定められている。

しかしながら、本工事の誘導灯取替えの手続きについてみると、消防署長に消防用設備等の設置を届け出していない。

消防用設備等に係る手続きを適正に行われたい。

( 中央卸売市場 )

**( 3 7 ) 汚泥処理の委託を適正に行うべきもの (指摘事項)**

東京都教職員研修センター設備管理業務委託 (文京区本郷一丁目 3 番 3 号、契約期間：平成 2 6 . 4 . 1 ~平成 2 7 . 3 . 3 1、契約金額：3, 5 9 6 万 4, 0 0 0 円) は、教職員研修センターの建物、建築設備等の維持保全業務を行うものである。

ところで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号) によれば、排出事業者が廃棄物の運搬・処分を委託するときは、許可を受けた者にそれぞれ委託しなければならないことが定められている。

しかしながら、本委託の汚水・雑排水槽の清掃で発生した汚泥の廃棄物処理についてみると、排出事業者であるセンターは、本管理業務委託でこれらの廃棄物の運搬・処分を行わせている。

汚泥の廃棄物処理は、管理業務委託とは別に許可を受けた者に委託しなければならない。

汚泥処理の委託を適正に行われたい。

( 教 育 庁 )

別表 平成27年工事監査対象一覧表

対 象 局 実地監査期間	対 象 工 事 等	件 数 (件)	対 象 額 (百万円)
総 務 局 平成 27. 9. 7 ～ 27. 9. 9	・中央コンピュータ室セキュリティ設備工事 (その3) ・東京都防災行政無線設備単一系無線局(26) バックアップMCA増局その他工事 ほか	16	368
財 務 局 平成 27. 5. 22 ～ 27. 6. 19	・駒沢オリンピック公園総合運動場(25)屋 内球技場・第一球技場改築工事 ・首都大学東京日野キャンパス(25)実験棟 群改築その他空調設備工事 ほか	494	196,566
主 税 局 平成 27. 9. 7 ～ 27. 9. 9	・東京都足立都税事務所(26)玄関等庇設置 工事 ・東京都千代田都税事務所外25所石綿含有分 析調査委託(単価契約) ほか	47	409
生活文化局 平成 27. 5. 11 ～ 27. 5. 14	・東京文化会館(25)改修工事 ・江戸東京博物館(26)自動火災報知設備改 修工事 ほか	42	5,762
オリンピック・パラ リンピック準備局 平成 27. 5. 11 ～ 27. 5. 14	・晴海選手村計画に係る整備方針検討業務委託 ・駒沢オリンピック公園総合運動場(26)管 制塔外壁改修その他工事 ほか	30	339
都市整備局 平成 27. 6. 5 ～ 27. 6. 30	・街路築造工事及び下水道管布設工事(25晴 街-3) ・都営住宅26H-106東(江東区東砂八丁 目)工事 ほか	1,194	141,132
環 境 局 平成 27. 2. 2 ～ 27. 2. 12	・大見晴園地改修工事 ・平成26年度中防外側現場管理施設整備工事 (建築) ほか	129	3,699
福祉保健局 平成 27. 10. 5 ～ 27. 10. 8	・路上生活者自立支援センター台東寮(H26) 改修工事 ・東京都石神井学園(H26)集会棟及び児童 棟(新棟)内部改修ほか工事 ほか	169	2,357

対 象 局 実地監査期間	対 象 工 事 等	件 数 (件)	対 象 額 (百万円)
病院経営本部 平成 27. 9. 1 ～ 27. 9. 4	・改築改修工事に伴うLAN配線工事 ・東京都松沢病院中央監視設備改修工事 ほか	107	2,936
産業労働局 平成 27. 2. 2 ～ 27. 2. 5	・坂東沢丹田（南郷）林道開設工事 ・東京障害者職業能力開発校建物管理委託 ほか	129	1,700
中央卸売市場 平成 27. 1. 26 ～ 27. 1. 29	・豊洲新市場土壌汚染対策工事（5街区） ・26築地市場水産立体駐車場誘導灯他修繕工 事 ほか	448	256,539
建設局 平成 27. 9. 1 ～ 27. 10. 8	・古川地下調節池換気施設工事 ・道路改修工事（西一将門連絡路の2） ほか	3,895	209,875
港湾局 平成 27. 2. 5 ～ 27. 2. 20	・平成25年度中防外1号線道路工事(その2) ・平成25年度第二高潮対策センター新築工事 ほか	786	74,583
東京消防庁 平成 27. 2. 23 ～ 27. 3. 2	・四谷消防署（26）外壁その他改修工事 ・豊島消防署（25）空調設備改修工事 ほか	601	21,918
交通局 平成 27. 1. 16 ～ 27. 1. 23	・環状第5の1号線地下道路荒川線併行部（雑 司が谷工区）建設工事 ・日暮里・舎人ライナー西日暮里駅ほか7駅天 井耐震補強工事 ほか	858	48,306
水道局 平成 27. 5. 18 ～ 27. 5. 29	・平成26年度金町浄水場高速沈殿池塗装工事 ・三郷浄水場横型加圧脱水機等更新工事 ほか	1,917	405,599
下水道局 平成 27. 6. 1 ～ 27. 6. 30	・足立区柳原二丁目付近再構築工事 ・志村幹線撤去工事 ほか	2,585	485,184
教育庁 平成 27. 2. 6 ～ 27. 2. 19	・都立八王子特別支援学校（25）擁壁改修工 事 ・東京都教職員研修センター設備管理業務委託 ほか	387	4,917



対 象 局 実地監査期間	対 象 工 事 等	件 数 (件)	対 象 額 (百万円)
警 視 庁 平成 27. 9. 14 ～ 27. 9. 25	・ 指定車線（中央線変移）表示施設改修工事 ・ 溶融式道路標示塗装工事単価契約（10） ほか	1,285	74,336
島 し よ 平成 27. 4. 13 ～ 27. 4. 24	・ 平成 25 年度阿古漁港（2）防波堤（改良） 建設工事 ・ 平成 25 年度二見港リーファーコンテナ電源 設備改修工事 ほか	834	19,486
合 計		15,953	1,956,020

- (注) 1 対象工事等は、監査対象期間に契約したもののほか、それ以前に契約し、継続施工していたもの等を含む。
- 2 件数及び対象額には、工事に伴う設計委託等を含む。
- 3 各局対象額は切捨て表記のため、合計欄の金額とは一致しない。